国立大学法人大阪教育大学自家用電気工作物保安規程

（目的）

第１条　国立大学法人大阪教育大学（以下「本学」という。）における自家用電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安を確保するため，電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第４２条第１項の規定に基づき，この規程を定める。

（定義）

第２条　この規程において，「自家用電気工作物」（以下「電気工作物」という。）とは，発電，変電，送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械器具，電線路その他の工作物をいう。

（他の法令との関係）

第３条　本学の電気工作物の保安に関しては，消防法（昭和23年法律第186号），建築基準法（昭和25年法律第201号）及びその他の法令又はこれに基づく，特別の定めのある場合を除くほか，この規程の定めるところによる。

（総括管理者及び主任技術者）

第４条　電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安業務は，学長（以下「管理者」という。）が総括管理する。

２　本学に法第４３条に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）を別表第１に定める自家用電気工作物施設（以下「自家用施設」という。）ごとに置き，学長が選任する。

（組織）

第５条　本学における電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安業務の組織は，別表第２のとおりとする。

（補助者）

第６条　電気工作物に係る保安業務を円滑に遂行するため，必要に応じて主任技術者の下に補助者を置くことができる。

２　補助者は，主任技術者と連絡し，保安業務を補助する。

（管理者の義務）

第７条　管理者は，電気工作物の保安上次の各号に掲げる事項を決定し，又は行おうとするときは，主任技術者の意見を求めるものとする。

（１）年度計画に関する事項

（２）重大な事故に関する事項

（３）災害対策に関する事項

（４）電気工作物の建設工事の計画に関する事項

２　管理者は，主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。

３　管理者は，法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合には，主任技術者の参画のもとにこれを立案し，決定するものとする。

４　管理者は，所管官庁が法令に基づいて行う検査には，主任技術者を立ち会わせるものとする。

（主任技術者の義務）
第８条　主任技術者は、次の各号に掲げる保安監督の職務を誠実に行わなければならない。
（１）電気工作物に係る保安教育に関すること。
（２）電気工作物の工事に関すること。
（３）電気工作物の保守に関すること。
（４）電気工作物の運転操作に関すること。
（５）電気工作物の災害対策に関すること。
（６）保安業務の記録に関すること。
（７）保安用器材及び書類の整備に関すること。
２　主任技術者は，当該自家用施設に常駐するものとする。ただし，電気事業法施行規則第５２条第３項の規定による経済産業大臣の承認を受け，他の自家用施設の主任技術者を兼ねる場合にあっては，この限りでない。
３　主任技術者は，前項の規定により，他の自家用施設の主任技術者を兼ねる場合にあっては，第６条に規定する補助者を連絡責任者とし，次の各号に定めるところにより執務するものとする。
（１）執務する回数は，電気工作物の設置，改造等の工事期間中は,毎週１回以上,その他の場合にあっては，毎月１回以上とする。
（２）執務する時間は，１回につき４時間以上とする。
４　主任技術者は、常時勤務する場所及び連絡方法について受電室その他見やすい箇所に掲示しておくものとする。
（職員及び関係者）
第９条　本学における電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者（以下「職員及び関係者」という。ただし，補助者を除く。）は，関係法令及びこの規程を遵守するとともに，主任技術者又は補助者が保安のためにする指示に従わなければならない。
（主任技術者不在時の措置）
第１０条　主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には，あらかじめ管理者は，主任技術者の代務者（以下「代務者」という。）を任命する。
２　代務者は，主任技術者の不在時には，主任技術者に指示された事項を誠実に行わなければならない。
（主任技術者の解任）
第１１条　主任技術者が次の各号の一に該当する場合は，解任するものとする。
（１）病気により休暇が長期にわたる場合等により，保安の確保上不適当と認められたとき。
（２）法令又はこの規程の定めるところに違反し，又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき。
２　主任技術者は，前項に該当する場合又は昇任，転任，退職等の場合のほか，その意に反して解任されないものとする。
（保安教育）
第１２条　主任技術者は，職員及び関係者に対し，電気工作物の保安に必要な知識及び技能に関する次の事項について教育訓練を計画的に行わなければならない。
（１）安全作業に関すること。

（２）電気機器の安全使用に関すること。
２　主任技術者は，職員及び関係者に対し災害その他電気事故が発生した場合の措置等について，少なくとも年１回以上実態に即した実地指導訓練を行わなければならない。

（工事の実施）

第１３条　電気工作物に関する工事の実施に当たっては，必要に応じ作業責任者を定め，主任技術者に報告し，その監督のもとに施工しなければならない。
２　電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には，常に責任の所在を明確にし，完成した場合には，主任技術者においてこれを検査し，保安上支障のないことを確認しなければならない。
３　電気工作物の工事の実施に当たっては，その保安を確保するため別に定める作業心得によって行わなければならない。

（巡視，点検及び測定）

第１４条　電気工作物の保安のための巡視，点検及び測定に関する基準は，別表第３のとおりとする。
２　主任技術者は，巡視，点検及び測定を行うに当たり，あらかじめ実施計画を作成し，管理者の承認を得て実施するものとする。
３　主任技術者は，巡視，点検及び測定の記録を作成するものとする。

（技術基準の適合）

第１５条　主任技術者は，巡視，点検及び測定の結果，法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには，速やかに管理者に報告するとともに，必要な措置を講じ，常に技術基準に適合するよう努めなければならない。

（事故の再発防止）

第１６条　主任技術者は，事故その他異常が発生した場合には，必要に応じ精密に点検又は検査を行い，その原因を究明し，事故再発防止の措置を講じなければならない。

（運転又は操作）

第１７条　電気工作物の運転又は操作に従事する者は，機器の性能及び取扱方法を熟知し，常に安全確実に行わなければならない。
２　主任技術者は，電気工作物を安全確実に運転又は操作するため，次の各号に掲げる事項について定めておかなければならない。
（１）平常時，事故発生時及びその他の異常時における運転又は操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統
（２）軽微な事故の修理，使用停止又は使用制限等の応急措置並びに報告又は連絡要領
（３）電気事業者の供給変電所又は所轄営業所との連絡事項
（４）緊急時に連絡すべき事項，連絡先及び連絡方法

（防災体制）

第１８条　管理者は，台風，洪水，地震，火災その他の非常災害に備えて電気工作物に関する保安を確保するために，職員の防災思想を徹底させるとともに，応急資材を備蓄し，災害発生時の学内体制，学外関係機関との協力体制等についてあらかじめ整備しておくものとする。

（災害事故発生時の措置）

第１９条　非常災害発生時における電気工作物に関する保安確保のための指揮監督は，主任技

術者が行うものとする。
２　主任技術者は，災害等の発生に伴い危険と認められるときは，直ちに送電を停止することができる。
（記録及び保存）
第２０条　主任技術者は，次の各号に掲げる記録又は書類等については，必要な期間保存しなければならない。
（１）電気工作物の工事，維持及び運用に関する記録（別記様式第１による。）
（２）主要電気機器の補修記録（別記様式第２による。）
（３）前二号のほか電気工作物に関する設計図，仕様書，取扱説明書等重要な書類
（４）所管官庁，電気事業者等に提出した書類及び図その他主要文書の写し
（責任の分界）
第２１条　電気事業者との保安上の責任及び財産上の分界点は，電力需給契約書に基づく責任，財産上の分界点とする。
（需要設備の構内）
第２２条　需要設備の構内は，別に定める。
（危険の表示）
第２３条　主任技術者は，受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等危険のおそれのあるところには，その旨の表示を設けなければならない。
（測定器具類の整備）
第２４条　主任技術者は，電気工作物の保安上必要とする測定器具を常に整備し，これを適正に管理するものとする。
（業務委託）
第２５条　学長は，第４条第２項に定める主任技術者を選任すべき自家用施設に，主任技術者を選任することができない場合は，電気事業法施行規則第５２条第２項の規定により所定の手続を経て，当該自家用施設に，主任技術者を置かず，主管官庁が指定する法人に保安監督業務を委託して行わせることができる。
２　前項により委託して行わせる電気工作物の保安に関しては，この規程は適用しない。
（雑則）
第２６条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成１９年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

主任技術者を選任すべき区分

自家用施設区分	部局等
旭ヶ丘団地	事務局，附属図書館，教育学部
南河堀町団地	第二部，附属図書館天王寺分館，附属天王寺中学校，附属高等学校天王寺校舎
松崎町団地	附属天王寺小学校
緑丘団地（1）	学校危機メンタルサポートセンター，附属池田中学校，附属高等学校池田校舎
緑丘団地（2）	附属池田小学校
流町団地（1）	附属平野小学校
流町団地（2）	附属平野中学校，附属高等学校平野校舎
喜連団地	附属特別支援学校

別表第２（第５条関係）

組織図



別表第３（第14条関係）

巡視，点検及び測定基準

対象		日常巡視点検 周期	日常巡視点検 点検個所	定期巡視点検 周期	定期巡視点検 点検個所	精密点検 周期	精密点検 点検個所	測定 周期	測定 点検個所
受電設備	断路器	1月	受けと刃の接触, 過熱, 変色, ゆるみ, 汚損, 異物付着	1年	受けと刃の接触, 過熱, ゆるみ, 荒れ具合, フレ止め装置の機能			1年	絶縁抵抗測定
	遮断器 開閉器類	1月	外観点検, 汚損, 油漏れ, 亀裂, 過熱, 発錆損傷, 指示, 点灯 その他必要事項	1年	各部の損傷, 腐食過熱, 油量, 発錆変形, ゆるみ, 操作具合, 機構, 付属装置の状態, 油のよごれ, 必要によりその特性調査 接地線接続部	3年	遮断速度測定 （開極投入時間, 最小動作電圧及び電流の測定を含む。）	1年 2年 不定期	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油耐圧試験 必要により動作特性
	母線			1年	母線の高さ, ゆるみ, 他物との離隔距離, 腐食, 損傷過熱, 接続部分, クランプ類の腐食損傷, 過熱, ゆるみ, がいし類, 支持物の腐食, 損傷変形, ゆるみ			1年	絶縁抵抗測定
	受電用 変圧器	1月	本体の外部点検, 漏油, 汚損, 振動音響, 温度	1年	各部の損傷, 腐食発錆, ゆるみ, 汚損, 湯量, 接地線接続部	5年 ～ 10年	内部について点検 （コイル, 接続部リード線, 鉄心その他各部）	1年 2年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油耐圧試験
	計器用 変成器	1月	外部の損傷, 腐食発錆, 変形, 汚損温度, 音響, ヒューズの異常 その他必要事項	1年	外部の損傷, 腐食接触, 発錆, ゆるみ, 変形, 亀裂, 汚損, ヒューズの異常 接地線接続部			1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	避雷器	1月	外部の損傷, 亀裂ゆるみ, 汚損	1年	外部の損傷, 亀裂ゆるみ, 汚損, コンパウンドの異常 接地線接続部			1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	配電盤	1月	計器の異常, 表示灯の異常, 操作, 切換開閉器などの異常 その他必要事項	1年	裏面配線のじんあい, 汚損, 損傷, 過熱, ゆるみ, 断線, 接地線接続部	2年	各部の損傷, 過熱ゆるみ, 断線, 接触, 脱落, 端子配線符号	1年 2年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作特性 計器較正, シーケンス試験
	電力用 コンデンサ	1月	本体外部点検, 漏油, 汚損, 音響, 振動	1年	各部の損傷, 腐食			1年	絶縁抵抗測定
	蓄電池	1月	液面, 沈澱物, 色相, 極板湾曲, 隔離板, 端子のゆるみ, 損傷, 表示電池の電圧, 比重, 温度測定	1年	木台, がいしの腐食, 損傷, 耐酸塗料のはくり, 床面の腐食, 損傷, 充電装置の動作状況	3年	充電装置の内部	1月	比重測定 液温測定 各電池の電圧測定

対象＼項目		日常巡視点検 周期	日常巡視点検 点検個所	定期巡視点検 周期	定期巡視点検 点検個所	精密点検 周期	精密点検 点検個所	測定 周期	測定 点検個所
配電設備電線路を含む	断路機 遮断機 開閉器類	1月	受電設備用と同じ	1年	受電設備用と同じ	3年	受電設備用と同じ	1年 2年 不定期	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油耐圧試験 必要により動作特性
	配電用変圧器	1月	受電設備用と同じ	1年	受電設備用と同じ	5年～10年	受電設備用と同じ	1年 2年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油耐圧試験
	電線及び支持物	1月	電線の高さ及び他の工作物, 樹木との距離, 標識, 保護さくの状況	1年	電柱, 腕木, がいし, 支線, 支柱, 保護網等の損傷, 腐食, 電線取付状態			1年	絶縁抵抗測定
	ケーブル	1月	ヘッド, 接続箱, 分岐箱等接続部の過熱, 損傷, 腐食 コンパウンド油漏れ, 布設部の無断掘削, 標識, 他物との離隔距離	1年	ケーブル腐食 亀裂, 損傷			1年	絶縁抵抗測定
負荷設備	電動機 その他 回転機	1月	音響, 回転, 過熱 異臭, 給油状況, 整流子, 刷子, 集電環	1年	音響, 振動, 温度 各部の汚損, ゆるみ, 損傷, 伝達装置の異常 制御装置の点検 接地線接続部	3年	必要により内部分解点検, コイル, 軸受, 通風, 附属装置等の手入れ	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	電熱装置	1月	温度, 変形, 損傷 接続部の変色, 過熱, 腐食	1年	各部の変形, 損傷 ゆるみ, 可燃物との離隔状況			1年	絶縁抵抗測定
	照明設備	1月	異音, 汚損, 不点	1年	照明効果, 汚損, 損傷, 音響, 温度 コンパウンド漏れ			1年	絶縁抵抗測定
	配線	1月	開閉器の点検, 湿気, じんあい等の有無	1年	開閉器, 機具の接続			1年	絶縁抵抗測定

別記様式第１（第２０条関係）

１　日常巡視点検手入記録

事業場名　大阪教育大学

平成　　年度実施

点検対象設備 ＼ 項目		巡視点検手入結果			
		実施月日 点検者	実施月日 点検者	実施月日 点検者	実施月日 点検者
受変電設備	断路器				
	遮断器・開閉器類				
	母線				
	受電用変圧器				
	計器用変成器				
	避雷器				
	配電盤				
	電力用コンデンサ				
	蓄電池				
配電設備	断路器，遮断器，開閉器類				
	配電用変圧器				
	その他付属設備				
	電線及び支持物				
	ケーブル				
負荷設備	電動機その他回転機				
	電熱乾燥装置				
	照明設備				
	配線				
その他					
記事					

別記様式第１（第２０条関係）

２　定期・精密巡視点検手入記録

事業場名　大阪教育大学

項目 / 点検対象設備		実施年月日　平成　年　月　日 天候　温度　湿度
		巡視点検手入結果　点検責任者
受変電設備	断路器	
	遮断器・開閉器類	
	母線	
	受電用変圧器	
	計器用変成器	
	避雷器	
	配電盤	
	電力用コンデンサ	
	蓄電池	
配電設備	断路器，遮断器，開閉器類	
	配電用変圧器	
	その他付属設備	
	電線及び支持物	
	ケーブル	
負荷設備	電動機その他回転機	
	電熱乾燥装置	
	照明設備	
	配線	
その他		
記事		

別記様式第１（第２０条関係）

３　機器精密点検測定記録

事業場名　大阪教育大学

平成　　年　　月　　日実施

点検責任者

機器名	製造者 型式番号	定格	動作及び特性試験		絶縁油試験		その他	点検測定 結果及び 摘要
			動作状態	特　性	耐電圧	酸　化		

記　事

別記様式第１（第２０条関係）

４　絶縁抵抗測定記録

事業場名　大阪教育大学

測　定　日	年　月　日	測定器具		測定責任者	
天　　候					
温度・湿度					

区分			測定値　MΩ		良否	摘　要（処　置）
番号	回路名	使用電圧	線　間	大　地		
記　事						

別記様式第１（第２０条関係）

５　接地抵抗測定記録

事業場名　大阪教育大学

測　定　日	年　月　日	測定器具		測定責任者	
天　　候					
温度・湿度					

接　地　極　詳　細				法定最高抵抗値	測定値 Ω	良否	摘　要（処置）
番号	埋設位置	当該接地極にて接地させる機器及び電気施設の明細	接地種別				

接地線系統図（接地線の種類及び太さを記入のこと。）

別記様式第１（第２０条関係）

６　電気事故記録

平成　　年　　月　　日

軽　　重
（いずれかを抹消）　　　　　　　　　　記録作成者

速報提出	年　月　日　時	詳報提出	年　　月　　日	事業場名
提出方法		提出方法		
提 出 先		提 出 先		

件　名						
事故発生の日時			天　候			
事故発生の場所						
事故発生の電気工作物			使用電圧			
事故の状況						
事故の原因						
保護装置の種類及び動作の適否						
被害電気工作物の概要						
他におよぼした障害						
供給支障電力及び供給支障時間			発電支障電力及び発電支障時間			
復旧の日時			復旧に関する費用			
事故再発の防止対策						
被害者	所属	氏　名	性別	年齢	経験年数	被害の内容

自家用電気工作物の概要	業種		発電電力	KW	発電電圧	V
			受電電力	KW	受電電圧	V

別記様式第１（第２０条関係）

7　保修工事記録

事業場名　大阪教育大学

年　月　日	修理改良 移　　設	保修目的	保修場所	保修記録	担当者

別記様式第２（第２０条関係）

設備台帳（保修記録）

台帳作成者

機器名		設備場所		事業場名	
		使用種別		整理番号	

定　　格	（銘柄写し）	所定略図	
		年　月　日	主要記事（移動・修理・その他）
製作者			
製作番号			
製作年月日			

年　月　日	負荷明細	年　月　日	主要記事（移動・修理・その他）
記　事			